

CPD単位の取得にお悩みの方へ

土木学会では、年間 50 単位の取得を推奨しています。また、特定の教育形態に極端に偏らないよう、バランスの良い単位の取得を心掛けていただくようお願いしています。

しかし、土木学会が推奨する年間 50 単位の CPD 取得にご苦勞されている方もおられるようです。

そこで、【CPD 取得にお悩みのあなたへアドバイスをいたします！】

アドバイス 1 : e-ラーニングを活用しましょう！

国立研究開発法人 科学技術振興機構および一般社団法人 日本オープンオンライン教育推進協議会（JMOOC）が提供する講座の一部を土木学会認定 e-ラーニングとし、CPD の対象としています。

e-ラーニングの学習記録は、記録証明の際に修了証が必要となります。修了証は、「ステータスの確認」または「継続教育記録登録証明書の発行」の申請があったときに、エビデンスとして提出していただきますので、申請までご自身で保管してください。

詳細は、土木学会ホームページ「土木学会認定 e-ラーニング情報」をご参照ください。

<http://committees.jsce.or.jp/opcet/01e-learning>

アドバイス 2 : 自己学習を活用しましょう！

「VI-18 自己学習」については 1 年当たり最大 30 単位の取得が可能です。

〔自己学習の例：自己申告となります〕

- ・日経コンストラクション 24 冊／年 × 2 時間／冊 × 0.5 = 24 単位
- ・土木学会誌 12 冊／年 × 2 時間／冊 × 0.5 = 12 単位

その他、技術専門書等により勉強をされた時間も、自己学習としてカウントできます。

注：学会誌、技術専門書等の購読を 1 年単位で記録する場合は、必ず 1 冊につき「〇〇年 4 月～〇〇年 3 月」としてください。他の期間で記録すると、証明書の単位として反映できないことがあります。また、1 年を超えた期間は反映できません。できれば購読は 1 か月単位での記録をお願いします。

アドバイス3：建設系CPD協議会のCPDプログラムを活用しましょう！

講演会、セミナー、講習会への参加によって継続教育を志す方には、建設系CPD協議会のCPDプログラムの受講をお勧めします。

建設系CPD協議会は、土木学会を含め建設に携わる19の団体が集まり、建設系分野に関わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、建設系分野における継続教育に関する活動をしている団体です。

協議会のホームページでは、加盟19団体が主催または認定する、全国各地で開催されるCPDプログラムの情報が掲載されています。その掲載数は、1年間に2,000プログラムを超えています。無料で開催されるプログラムも多数存在し、また、プログラムの難易度についても情報提供されています。

土木学会では、建設系CPD協議会のホームページに掲載されているプログラムは全て土木学会認定CPDプログラムと同等の扱いをしており、建設系CPD協議会ホームページ掲載のCPDプログラムの受講で獲得できるCPD単位数に年間の上限值はありません。

土木学会認定CPDプログラム情報の検索ページだけでなく、建設系CPD協議会のプログラム情報検索も是非活用してみてください。

【建設系CPD協議会 プログラム情報検索サイト】

http://www.cpd-ccesa.org/prog_search.php

【土木学会認定CPDプログラム情報検索サイト】

<http://www.jsce.or.jp/cpd/search.aspx>

- ※ 1年1年、計画的な取得をお勧めいたします。
- ※ 土木学会CPDシステムでは、「ステータス確認」(学習記録のチェック)を行っています(有料)。ご活用ください。
- ※ CPD単位の認定方法は、毎年見直しを行っています。土木学会ホームページ上の「土木学会継続教育(CPD)ガイドブック」で最新版をご確認ください。
(http://committees.jsce.or.jp/opcet/01_guidebook)

教育形態と CPD 単位

2018 年 7 月

教育形態		番号	内 容	CPD 単位 =CPDF×H(hr) 又は M(min)	1 年間あたりの CPD 単位上限値	備 考
I	講習会等への参加	1	講習会等 への参加 (認定プログラム) e-ラーニングの履修 (土木学会認定)	1.0×H	—	土木学会認定 CPD プログラムおよび建設系 CPD 協議会参加団体 (支部等も含む) 主催プログラム、または認定しているプログラムが該当する。ただし、協議会参加団体の認定が確認できない場合、認定番号が判る資料の提出を必要とする。e-ラーニングは下記 URL に掲載しているもので、証明にあたっては修了証の提出を要する。 http://committees.jsce.or.jp/opcet/01e-learning
		2	講習会等 への参加 (認定プログラム以外)	0.5×H	—	1 の要件に該当しない講習会等を対象とする。
II	論文等の発表	3	論文等の口頭発表 (法人格を持つ学協会での発表) ※1	0.4×M ポスターセッション発表は 一律 4	—	ここでいう発表は自身の論文に関わるものに限る。 (依頼を受けての講演は 10 を適用)
		4	論文等の口頭発表 (前記以外での発表) ※1	0.2×M ポスターセッション発表は一律 2	—	ここでいう発表は自身の論文に関わるものに限る。(社内発表会等も含む。) (依頼を受けての講演は 11 を適用)
		5	学術雑誌への査読付き論文等の掲載・発表	1 件につき共同執筆者合計で 40	—	掲載されたものに限る。執筆者間で貢献度に応じ配分する。 「論文等」の種類は、土木学会論文集投稿要項の原稿区分 (論文・報告・ノート・討議・委員会報告) に準じる
		6	査読のない一般論文、総説等の掲載・発表	1 件につき共同執筆者合計で 10	—	掲載されたものに限る。執筆者間で貢献度に応じ配分する。 社内発表会等での論文発表も含む。
		7	技術図書の執筆 技術・学術雑誌等への寄稿・掲載	3.0×P (1 件あたり最大 30)	—	技術・学術雑誌等への寄稿・掲載は技術的内容に限る。 社内報等も含む。社内報等の場合は証明にあたって目次等の提出を要する。
III	組織内研修	8	組織内研修プログラム受講	0.5×H	30	内容により対象外となる研修もある。
IV	技術指導・教育	9	JABEE 審査員 (オブザーバー含む) を務める	新規審査・継続審査を担当する場合: 50 中間審査 (実地審査) を担当する場合: 35 中間審査 (書類審査) を担当する場合: 20	—	土木学会の依頼により JABEE 審査員 (オブザーバー含む) を務めた場合を対象とし、年度内で審査に関連する活動 (審査員研修会、打合せ、審査等) を全て含む。受審する側の JABEE 対応は対象外。
		10	教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 からの依頼で講師を務める/論文の査読を行う	10 (事前準備を含め、1 講義あたり) 10 (事前準備を含め、1 論文あたり)	30	単位には事前準備を含む。 教育機関に所属する者が、教育機関で講師を務める場合は対象外。 所属先が主催する対外的な行事・研修等で講演する場合は 11 を適用。
		11	教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 以外からの依頼で講師を務める/論文の査読を行う	5 (事前準備を含め、1 講義あたり) 5 (事前準備を含め、1 論文あたり)	15	単位には事前準備を含む。組織内研修プログラムの講師も含む (8 に該当しない組織内研修プログラムの講師は対象外)
V	業績・特許	12	成果を上げた業務・研究等 (責任者)	20	—	業務表彰は、個別業務に対して発注機関 (官公庁または公共機関※2) が授与するものに限る。安全表彰、功労者表彰は、「成果を上げた業務」として見なさない。研究表彰は、各学協会の表彰規程に基づくものに限る。所属組織からの表彰は対象外。証明にあたっては表彰状ならびに当該業務・研究に従事したことを示す資料 (Corins/Tecris/研究計画書等) の複製の提出を要する。
		13	成果を上げた業務・研究等 (担当者)	10	—	関係者間で貢献度に応じ配分する。 証明にあたっては特許証の複製の提出を要する。
		14	特許取得 (発明者に限る)	基本特許は関係者合計で 40 周辺特許は関係者合計で 10	—	関係者間で貢献度に応じ配分する。 証明にあたっては特許証の複製の提出を要する。
VI	その他	15	委員会、研究会への出席 (議長や委員長、副委員長、幹事長の場合)	2.0×H	—	教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 から委嘱された各種委員会、研究会等、または土木工学に関する学術雑誌の編集査読委員会等を対象とする。
		16	委員会、研究会への出席 (委員や幹事の場合)	1.0×H	—	自己の所属する組織 (事業所レベル) 内の委員会・会議等は対象外。 委託・請負業務等に含まれるもので、運営側として参加する場合は対象外。
		17	災害調査団への参加、大学・研究機関等が行う研究開発への参加、国際機関への協力等	一案件につき 20	20	自身の所属する組織への業務委託で参加・協力する場合は対象外。 災害調査団への参加は、教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 が派遣するものに限る。
		18	自己学習	0.5×H	30	各種資格取得のための受験勉強はこの項目で登録する。

※1 連名者 (共著者) もこれに準ずる。

※2 公共機関の範囲は、災害対策基本法による指定公共機関に準ずる